

公的研究費の運営・管理におけるコンプライアンス教育及び誓約書に関する規則

2020年6月10日制定

(目的)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス教育及び誓約書に関して定めることを目的とする。

(コンプライアンス教育)

第2条 国、地方公共団体又はその外郭団体等からVital Lab株式会社（以下、「当社」という。）に交付される公的研究費（以下、「公的研究費」という。）の運営・管理に関わるすべての役員及び社員、研究者等（以下、「従業員等」という。）は、公的研究費の適切な運営・管理のために、不正防止対策の一環として下記の文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツ（動画）のいずれかを受けなければならない。下記のURLより文部科学省のサイトに移動し、

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

- (1) 研究者等は、【動画（YouTube MEXT ch）】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）を受講する。
- (2) 管理者等は、動画（YouTube MEXT ch）】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（管理者向け）を受講する。

(誓約書)

第3条 公的研究費の運営・管理に関わるすべての役員及び従業員等は、コンプライアンス教育受講の機会等に、次の事項を含む誓約書を、提出しなければならない。

- (1) 当社の制定した規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 当社の制定した規則等に違反して不正を行った場合、当社の処分及び法的な責任を負担すること

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、管理責任者の発議に基づき、委員会の議を経て代表取締役が決定する。

附則

この規則は、2020年6月10日から施行する。